

議題 1 会長の選出について

千葉県循環器病対策推進協議会の会長は、千葉県循環器病対策推進協議会運営要綱第3の規定により、委員の互選により定めることとしています。

県では、千葉県医師会の副会長を務められており、県内の医療事情に精通されている金江委員に、引き続き会長をお願いしたいと考えています。

ついては、会長の選出にあたり委員の皆様からご意見をお聞かせいただきますようお願いします。

(参考) 千葉県循環器病対策推進協議会運営要綱

(会長及び副会長)

第3 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。